

重要事項説明書

介護老人保健施設もくもくのご案内（介護予防短期入所）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設もくもく
- ・開設年月日 平成 15 年 4 月 1 日
- ・所在地 島根県出雲市江田町 278 番地
- ・電話番号 0853-24-6001 FAX0853-24-6621
- ・管理者名 藤原 喜美子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3250480047）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練・その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上で、ご利用下さい。

「介護老人保健施設もくもくの運営方針」

利用者本位の総合的介護サービスを提供することにより、早い自立を支援し家庭復帰を目指す。合わせて、地域住民との交流を深め家族介護者やボランティアを積極的に受け入れた家庭的で温かみのあるサービスを心がける。

(3) 施設の職員体制（通所を除く）

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1	1		
看護職員	6	4		
薬剤師		1		
介護職員	33	9	4（再掲）	
支援相談員	5（2）			
作業療法士	6（6）			
理学療法士	3（3）			

管理栄養士	1			
介護支援専門員	1			
事務職員	4	1		
調理員	8	2		
その他職員	3	5	1	

- ・管理者（医師）は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行うとともに利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか利用者に対し服薬指導を行う。
- ・看護職員は、医師の指示の基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- ・介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- ・支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクレーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し、指導を行う。
- ・管理栄養士は、献立の作成、療養食、栄養マネジメント、嗜好調査及び残食調査等利用者の栄養管理を行う。
- ・介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定の更新手続きを行う。
- ・調理員は、食事の調理に従事する。
- ・事務員は、施設長を補佐し庶務及び会計経理事務に従事する。

（４） 入所定員等

- ・定員 80名（うち認知症専門棟 30名）
- ・療養室 個室（トイレ付）9室 個室 54室 多床室 17室

2. サービス内容

1. 施設サービス計画の立案、実行
2. 食事

朝食 7時 30分から 昼食 12時 30分から 夕食 18時から

3. 入浴（一般浴槽の他入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
週に最低 2 回の入浴をしていただきます。但し、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。
4. 医学的管理・看護
5. 介護（退所時の支援もおこないます。）

6. 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

7. 相談援助サービス

8. 理美容サービス

別途実費をいただきます。

9. 行政手続代行

10.その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂く
こともありますので、具体的にご相談下さい。

3. 居住費・食費

居住費、食費に係る基準費用額及び負担限度額

基準費用額（日額）

	従来型個室	多床室
居住費	1,728 円	437 円
食費	1,445 円	1,445 円
（3食の設定 朝食 350 円 昼食 612 円 夕食 483 円 計 1,445 円）		

負担限度額（介護保険負担限度額認定証によります。）

利用者負担第 1 段階

	従来型個室	多床室
居住費	550 円	0 円
食費	300 円	300 円

利用者負担第 2 段階

	従来型個室	多床室
居住費	550 円	430 円
食費	600 円	600 円

利用者負担第 3 段階①

	従来型個室
居住費	1,370 円
食費	1,000 円

利用者負担第 3 段階②

	従来型	多床室
居住費	1,370 円	430 円
食費	1,300 円	1,300 円

利用者負担第 4 段階の利用者の居住費及び食費日額

	従来型個室	多床室
居住費	1,800 円	500 円

食費	1,650 円	1,650 円
（朝食）	400 円	400 円
（昼食）	700 円	700 円
（夕食）	550 円	550 円

4 介護保険施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担です。）

(1) 基本料金	(基本型)	(在宅強化型)
*従来型個室		
・要支援 1	579 円	632 円
・要支援 2	726 円	778 円
*多床室		
・要支援 1	613 円	672 円
・要支援 2	774 円	834 円

減算

*夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	97/100
*入所定員の超過、又は職員等の欠員減算	70/100
*身体拘束廃止未実施減算	-1/100
*高齢者虐待防止未実施減算	-1/100
*業務継続計画未実施減算	-1/100

加算

*若年性認知症利用者受入加算	//	120 円
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	//（加算型のみ）	51 円
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	//（在宅超強化型のみ）	51 円
*送迎加算（片道）		184 円
*総合医学管理加算（利用中 10 日を限度）		275 円
*口腔連携強化加算（1 月に 1 回を限度）		50 円
*療養食加算	1 食あたり	8 円
*認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3 円
*認知症専門ケア加算（Ⅱ）		4 円
*緊急時治療管理	//	518 円
*生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		100 円
*生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10 円
*夜勤職員配置加算	日額	24 円
*個別リハビリテーション加算	//	240 円

*認知症行動・心理症状緊急対応加算	// 7日を限度	200円
*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日当り	22円
*サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日当り	18円
*サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日当り	6円

（令和6年5月31日まで）

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月に所定単位数×39/1000
*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月に所定単位数×21/1000
*介護職員等ベースアップ等支援加算	1月に所定単位数×8/1000

（令和6年6月1日より）

*介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月に所定単位数×75/1000
*介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月に所定単位数×71/1000
*介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月に所定単位数×54/1000
*介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1月に所定単位数×44/1000

*ご利用者の容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。

（2） その他の料金

1. 特別室利用料

・個室（トイレ付き） 150円

（但し、1階認知症専門棟へ入所の方は、室料はかかりません。）

2. 理美容代 1,500円

3. 電気代、テレビ貸出料、洗濯代等は別添料金表をご覧ください。

（3） 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ・お支払い方法は、①口座より自動引き落とし②現金③金融機関振込の3とおりがあります。入所契約時にお選び下さい。8ページに請求書・明細書及び領収書の送付先をご記入下さい。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいています。

・協力医療機関

名 称 県立中央病院

住 所 出雲市姫原 4 丁目 1 番地-1

・協力歯科医療機関

名 称 才ガワ歯科医院

住 所 出雲市今市町相生町 842-40

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、9：00～20：00 までとします。
- ・外出・外泊は、施設に届け出て下さい。
- ・居室での飲酒・喫煙は、禁止します。
- ・火気の取り扱いは、禁止します。
- ・設備・備品の利用については、施設の許可を受けて下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込みについては、施設の許可を受けて下さい。
- ・金銭については、原則持ち込まないで下さい。又貴重品の管理については基本的に入所者で行って下さい。
- ・施設内での宗教活動は、禁止します。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。

7. 苦情対応等

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

事業者は、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| ・当施設の苦情受付担当（支援相談員） | 日野 知華 神田 阿希
TEL (0853) 24-6001 |
| ・保険者（出雲市介護保険課） | TEL (0853) 21-6972（直通） |
| ・国民健康保険団体連合会 | TEL (0852) 21-2811
（介護サービス苦情相談窓口） |

8. 事故発生時の対応

職員は、日常業務において介護・医療の安全を確保するために、利用者と信頼関係を構築するとともに、介護医療事故の発生の防止に努めてまいります。事故発生時には、別に定める発生時の対応（指針）に基づき適切に対処します。

9. 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催、その結果について職員に周知徹底を図ります。又、虐待防止のための担当者を置き、指針の整備、研修を定期的に行います。

10.緊急時の連絡先

必ず確実に連絡が取れる先を 8 ページにご記入下さい。

11. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー 消火器 消火栓（屋外） 防火扉
- ・防災訓練 総合訓練 2 回以上（内 1 回か夜間想定） 消火訓練 2 回以上

12. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

13 第三者評価の実施状況

当施設では、現在のところ実施しておりません。

14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。